

全国初 山梨県が難病患者を対象とした正規職員採用試験を開始

――「難病者の社会参加を考える研究会」に共感や称賛の声集まる――

山梨県が正規職員として**難病患者枠**を設けて**採用試験を実施**するという画期的な取り組みに対して、私ども NPO 法人両育わーど（所在地：東京都渋谷区、理事長：重光喬之）が運営する「**難病者の社会参加を考える研究会**」には、患者団体など関係者から共感や称賛の声が多数集まっています。同研究会でもたいへん嬉しく思い、応募者が多数集まりますように、側面から応援したいと考えています。

障害者・難病患者を対象とした山梨県職員採用選考試験 山梨県ホームページより（※1）

【試験日程】試験案内配布開始 7月1日（月）、受付期間 8月9日（金）～8月26日（月）午後5時15分、第1次試験 9月29日（日）、第2次試験 10月28日（月）又は10月29日（火）、第1次試験合格発表 10月11日（金）、最終合格発表 11月18日（月）

【採用予定人員】試験区分・試験職種・採用予定人員

障害者・行政・3名程度、障害者・警察行政・1名程度、難病患者・行政・3名程度

山梨県の取り組みのきっかけは、山梨県議会における昨年9月定例会での藤本好彦議員の一般質問でした（※2）。藤本好彦議員の質問を要約すると、「難病の方々も含め、全ての国民が活躍できる環境づくりが望まれ、社会福祉サービスの充実とともに、持てる力を発揮するための就労支援が必要。治療や働き方の工夫により、仕事で活躍できる範囲が広がってきている」として、山梨県の職員採用も含め難病患者の就労支援について質問されました。この質問に対して長崎幸太郎知事は、難病患者を対象に県職員としての採用枠を設ける検討を始めることを明らかにし（※2）、わずか4ヶ月で障害者とは別枠での難病患者の募集内容が公表されました。

注目すべき点：

- 1、障害者枠とは別に「難病患者枠」を設けたこと
- 2、難病患者枠の受験資格を「障害者総合支援法の対象となる疾病（369 疾病）の診断を受けている者」としたこと

これにより、障害者手帳を持たない難病患者にも就労の機会が広がります。

障害者の法定雇用率の達成度合いばかりが注目されている中、私たちは、この取り組みが真の共生社会の実現に向けた重要な一歩だと考えています。

まずは、今回の山梨県の職員募集に多くの難病患者が応募し、採用が決まることを心から祈りたいです。そして、この画期的な取り組みが、多くの人々に知られ、“山梨方式”として他の自治体や企業にも広まることを願っています。

私ども「難病者の社会参加を考える研究会」では、党派を超えた地方議員による勉強会をオンラインで開催しており、今回山梨県で質問に立った県議会議員も勉強会に参加されていました。私たち研究会は、これからも、制度のはざままで孤立することの多い難病患者の就労・社会参加を、考えていきたいと思えます。

(注釈)

※1 山梨県ホームページ 障害者・難病患者を対象とした職員採用選考試験

<https://www.pref.yamanashi.jp/jinji-iin/saiyou/recruit/05.html>

※2 山梨県議会会議録

令和5年9月定例会第4号本文 2023-10-03 「2〇藤本好彦君」「4〇知事（長崎幸太郎君）」

<https://kaigiroku.pref.yamanashi.jp/index.php/1754004?Template=document&VoiceType=all&VoiceID=44390#one>

※ 難病とは？

2015年施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、①発病の機構（原因）が明らかでない、②治療方法が確立していない、③希少な疾病、④長期の療養を必要とするもの、これら4点に該当する疾病が難病であると定義しています。現在は369疾病（令6.4.1現在）が障害者総合支援法の対象とされ、生活や医療、就労支援等の障害福祉サービスが受けられます。また、医療費助成制度の対象となる指定難病には、⑤患者数が一定の人数（人口の約0.1%程度）に達しないこと、⑥客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が成立していること、の2点が要件として追加され、対象疾病は341疾病（令6.4.1現在）、対象者は約105万人です。これらの条件に含まれない難病者も多く、日本には推定700万人の難病者がいるとも言われています（当会試算）。「難病＝働けない」という一般的なイメージとは異なり、医療の進歩もあって、合理的配慮があれば働ける難病者も多く、就労の制度や環境整備が課題となっています。

(団体概要)

NPO法人両育わーど <https://ryoiku.org/>

難病者の社会参加を考える研究会 <https://ryoiku.org/think-possibility/studygroup/>

住所：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-26-16 第5叶ビル5F co-ba shibuya 内

代表者：理事長 重光 喬之 代表 Email：info@ryoiku.org

(本リリースのお問合せ担当)

森 一彦 Email：k.mori@ryoiku.org



障害や疾患を超え、世界を広げる